
平成29年第1回大和町議会臨時会会議録

平成29年2月21日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（1名）

13番	堀籠英雄君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	後 藤 良 春 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三和子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君
保健福祉課長	千 葉 喜 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 任	本 木 祐 二
次 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時29分 開 会

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第1回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番今野善行君、11番藤巻博史君を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、おはようございます。

第1回大和町議会臨時会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成29年第1回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、昨年末、アメリカ合衆国では、多くの世論調査を覆し、ドナルド・トランプ氏が勝利し、1月20日に第45代アメリカ合衆国大統領に就任されました。これまでとは大きく違った流れが日本に押し寄せつつあるものと考えておりますが、早速TPP、環太平洋パートナーシップ協定の離脱表明がなされました。その後も、これまでの観点とは違った方針が発表されるなど、まさに報道から目を離せない状況が続いております。

今月行われました日米首脳会談では、貿易不均衡などで対日批判を繰り返してきたトランプ氏が強硬姿勢を示すことなく、安全保障分野におきましても、日本側の意向を受け入れた形となったところでありますが、本町にはアメリカを初めとしました諸外国との関係をなしにしては考えられない企業が多数立地しておりますことから、日本の今後の対応を注視してまいるところでございます。

また、今月10日に、宮城県の平成29年度一般会計当初予算案が総額1兆2,250億円で、震災復興予算につきましては、新ステージとして、ハード重視からソフト重視へとした案が発表されたところであります。しかし、本町といたしましては、震災復興のみならず、大雨豪雨災害等の発生未然防止のため、吉田川の県管理部分の河川改修等の早期完成を継続して強く要望してまいります。

さて、本日の臨時議会は、12月に補正議決をいただきました宮床中学校校舎大規模改修工事への工事の入札契約に関し、議決をお願いするものでございます。

さらに、本年度と平成25年度に締結いたしました備品等の購入契約につきまして、地方自治法並びに条例により議決をお願いすべきところを、事務の遺漏により、議決を得ないまま今日に至った案件がございました。事務処理並びに管理監督の不行き届きをおわび申し上げますとともに、本日、改めて追認の議決をお願いするものであります。大変申しわけございませんでした。

なお、今後につきましては、事業等の施行を発議いたします担当課から指名委員会宛てに提出いたします事業概要書と指名委員会内で協議いたします指名業者の内申書に、議会の議決対象の有無の確認欄を設けさせ、それぞれの段階での確認行為を実施するように改善の指示をいたし

ますとともに、去る15日には、各課等の職員を対象といたしました契約事務担当職員研修を実施いたしました。今後、不適切な処理の発生の未然防止のための適正なる事務処理の徹底を相互チェック体制の中で図ってまいります。

それでは、本日提出いたしております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、宮床中学校南校舎大規模改修工事請負契約締結に当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号は、伊達いわな生産体制強化備品等購入の契約につきまして、議会の追認の議決をお願いするものでございます。

議案第3号は、平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業の契約につきまして、議会の追認の議決をお願いするものであります。

議案第4号は、議案第3号の導入契約の変更につきましての議会の追認の議決をお願いするものでございます。

以上が本日提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決を賜るようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3「議案第1号 平成28年度宮床中学校南校舎大規模改修工事請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第1号 平成28年度宮床中学校南校舎大規模改修工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

おはようございます。

それでは、議案第1号、1ページ目になります。

平成28年度宮床中学校南校舎大規模改修工事請負契約についてになります。

本工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1 番目としまして、契約の目的、平成28年度宮床中学校南校舎大規模改修工事。

2、契約の方法、一般競争入札による請負契約。

3、契約の金額、2億3,760万円、うち消費税が1,760万円でございます。

4、契約の相手方、仙台市青葉区中江二丁目23番20号、阿部建設株式会社でございます。

続いて、議案第1号関係の資料をお願いしたいと思います。

1 ページ目でございます。

入札の状況でございますが、1 番目、入札参加条件といたしましては、(1) 地方自治法施行令第167条の4 第1 項及び第2 項の各号の規定に該当しないこと。

(2) 平成27年・28年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であること。

①としまして、宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告期間中に指名停止処分を受けていないこと。

②に、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていないこと。

③に、工事現場に監督技術者を専任で配置できること。

④宮城県内に本社または営業所等を有すること。営業所等の場合は、本社から委任を受け、大和町入札参加資格者として登録してあること。

⑤大和町入札参加資格で、建築一式工事格付がA級、P点が900点以上あること。

⑥建築改修（公共施設）工事の元請実績があることになってございます。

次に、2 番目、入札の方法でございますが、(1) ダイレクト型一般競争入札とするものです。

(2) 入札書は、郵送による送付、直接持参のいずれかの方法で、大和町役場財政課に指定の期日まで届くようにすること。指定期日に間に合わないものは、失格となるものです。

(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1 者の場合でも入札を執行するという条件でございます。

続きまして、2 ページをお開き願いたいと思います。

3 番目、入札参加者でございます。

募集の結果、5 社に応募していただきました。企業名は、記載のとおりでございます。

4 番目、入札の結果でございます。

平成29年度 2 月 8 日に入札を行っております。

(1) 入札調書の内容になります。

順位、応札者、応札額、備考の欄で読んでいきたいと思っております。格付はAになって
ございます。

1 番目、丸か建設株式会社、2 億2,700万円。

2 番目、阿部建設株式会社、2 億2,000万円。落札してございます。

3 番目、日本建設株式会社仙台支店、2 億4,800万円。

4 番目、株式会社阿部和工務店、2 億4,840万円。

5 番目、株式会社橋本店、2 億5,000万円でございます。

予定価格が2 億2,183万円、低入札調査基準価格が1 億9,964万7,000円の税抜きで
ございます。

(2) この結果を受け、平成29年 2 月13日に仮契約を行っております。

契約の内容でございます。

請負代金額、2 億3,760万円、消費税を除いた金額が2 億2,000万円でございます。

契約相手方が仙台市青葉区中江二丁目23番20号、阿部建設株式会社になってござい
ます。

3 ページをごらんいただきたいと思っております。

事業の概要になります。

施工場所が大和町宮床字四辻13番地の7、宮床中学校。

敷地面積が4 万2,645.76平米になります。

契約工期が平成29年 3 月31日まで。

用途が中学校校舎。

構造、鉄筋コンクリート造2階建て、基礎は独立基礎になってございます。

建設面積は、1,301.22平米。

延べ床面積が2,262.78平米。

工事概要でございます。

1 階が普通教室2 教室、美術室、美術準備室、カウンセリングルーム、相談室、家
庭科室、家庭科準備室、図書室、配膳室、会議室、昇降口改修、トイレ改修になって
ございます。

2 階は、普通教室4 室、少人数教室、理科室2 室、理科準備室、音楽室、生徒会室、
配膳室、生徒指導室になってございます。

建築工事は、指定仮設、直接仮設工事、排水改修工事、建具改修工事、内装改修工事、エレベーター改修工事、外壁改修工事。

電気設備工事につきましては、電灯設備、コンセント設備、拡声設備、テレビ共聴設備、校内情報通信網設備、電話設備、火災報知機設備等になります。

機械設備工事につきましては、空調設備、暖房設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備等になってございます。

家具工事につきましては、教師用理科実験台、生徒用理科実験台撤去と新設があります。教師用調理台、生徒用理科実験台も同じく撤去、新設となります。

以上が平成28年度宮床中学校南校舎大規模改修工事の請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ありませんか。質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第4、議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

改めまして、おはようございます。

このたび、事務上、議会を軽視することになりまして、まことに申しわけございませんでした。ここで、改めましておわびを申し上げます。どうも済みませんでございます。

それでは、伊達いわなについて説明させていただきます。

議案書2ページ、あわせまして説明資料の準備をお願いしたいと思います。

最初に、当初でございますが、備品に関しましては、伊達いわな振興協議会へ移管するものと考えておりまして、議会案件を見落としてしまったものでございます。

しかし、県の指導がありまして、備品は、耐用年数経過後、平成38年に伊達いわな振興協議会へ無償で譲渡することとなったため、議会案件が必要ということが判明いたしまして、今回、申しわけございませんが、議案の追認をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、耐用年数までの管理、修繕につきましては、全て伊達いわな振興協議会で対応することとなっております。

それでは、2ページ目をお願いいたします。

議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約についてでございます。

上記事業について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の追認を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙資料で説明させていただきます。

1ページをごらんになっていただきたいと思います。

入札の状況でございますが、入札の参加条件としまして、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当することということでございます。

（「しないこと」の声あり）

（2）としまして、平成27年・平成28年度大和町備品・役務業務入札参加資格の承認を得た者で、下記の①、②に該当する者であることでございます。

2、入札の状況でございますが、（1）ダイレクト型一般競争入札、（2）としまして、期日までに届くようにすること。間に合わなかった場合は失格と。

（3）としまして、参加資格申請者が1者であっても入札を執行するというところでございます。

3、入札参加者が1社でございました。ホシザキ東北株式会社仙台北営業所。

4、入札の結果でございますが、昨年9月15日に行われまして、ホシザキ東北株式会社仙台北営業所が1,980万円で落札。予定価格が2,036万円、低入札調書基準価格が1,323万4,000円ということで落札という形になりました。

次のページをお願いしたいと思います。

契約の内容でございますが、2,138万4,000円、消費税を除いた額が先ほど申しました1,980万円でございます。

契約の相手方としまして、ホシザキ東北株式会社仙台北営業所でございます。

締結なんですけれども、平成28年9月27日でございます。

事業の概要としまして、備品の納入場所が大和町吉田字南川下40番地の1で、花野果ひろばの隣のエイノーさんが行っていた加工施設でございます。

期限としまして、平成28年11月30日まででございます。

購入の概要でございますが、宮城県が開発しました全雌三倍体イワナである伊達いわなを大和町の特産品として推進するため、本町が事業主体となり、新たな加工品の供給体制の構築が必要となったため、加工品、備品でございますが、49品の備品を整備したものでございます。

主な内容は、次に説明させていただきます。

執行の状況でございますが、平成28年11月29日に私が確認をいたしました次第でございます。

次のページでございます。

3ページから備品の仕様内容でございますが、3ページ、4ページ、5ページ、6ページまで仕様内容でございます。

7ページがその仕様に対しまして分類ごとに分けたものでございます。写真で見ただけのほうはわかりやすいと思ひまして、写真を掲載させていただきました。

8ページ、9ページ、1品ずつ載せております。

10ページ、11ページに、16番なんですけれども、今までないような自動連続魚焼き機。18番に対しましては、伊達いわなをスモークするスモークハウス。20番、21番はスモークしたものをスライスする機械でございます。

12ページ、13ページは、テーブルと金属探知機、ラッピングする場合、何か入ってしまったら大変なもので、金属探知機を導入しております。

14ページに移りまして、35、36がプレハブ式の冷蔵庫と冷凍庫でございます。

15ページ、16ページと備品を掲載しております。

以上でございます。どうぞ、追認をよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番千坂裕春君。

8 番（千坂裕春君）

今回の追認というものを議会に提案されてきたわけなんですけれども、これは地方自治法第96条の違反行為ということとして捉えておるわけなんですけど、こういったものを議会で採決するに当たって、先ほど町長の挨拶にもありましたが、やはり今後どういうふうにしていくかという対策。それと、やっぱりあってはいけない事案でございますから、申しわけないけれども、処分とかそういったものを提示していただいた中で議会に提案すべき案件じゃないかと私個人としては考えていますが、そういったものの提案が今後出てくるのかどうかということをお聞かせ願いたいことが1点。

それと、先ほどの対策ということで、いろんなものを考えているみたいなんですけれども、実際、私の感覚で言うと、これも行政マンとして当然知っているべきことを知らなかったということならば、そのレクチャーをする方が知らなければ、そのままの研修が身になるのかなという疑問も持っております。

また、3点目としては、この事案が発生した時期、その後の執行部がとられた対応、この臨時議会までですね、そういったものが少し納得いくところじゃなかったものですから、事案が発生したときから執行部がとってきた対応を、ここで詳細にわたって副町長から答弁をいただきたいんですけれども。

以上、3点です。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

まず、今回の案件につきましては、事務を総括します副町長の立場として、大変申しわけなく思っておりますし、おわび申し上げます次第でございます。

千坂議員のご質疑でございます。

対策についてでございますが、冒頭、町長からもご挨拶の中で申し上げましたとおり、各契約に係ります、入札に係ります様式関係について見直しをし、さらにはチェック体制がこういった形でできるのか、追加部分とか、検討させていただいております。

すし、さらにはフロー図が大切かと思っておりますので、その原課、所管課から、どういった流れで最終的に議案にするべきか、それとも議案に該当しないのか、そういったフロー図を今作成しております。大変申しわけないのですが、きょうにはちょっと間に合わない部分もございまして、3月定例議会の初日にあります全員協議会でその内容については報告をさせていただきたいと思っております。

それから、処分でございますが、結果的に議会を軽視するような形で追認という形になった次第については、大変申しわけなく思っているところでございます。内容につきましては、私を含めて、私自身がまず総括する立場の人間としての責任は重いものと重々自覚しているところでございます。それを含めて検討させていただきたいと思っております。

それから、研修であります。15日に実施したのは、若手職員を中心に契約行為のイロハのイから、基本のきから実施させていただきました。担当するのは財政課の契約担当の補佐が講師となって職場内研修という形で職員に伝達研修をさせていただきました。

また、受講した職員につきましては、課内に持ち帰って、それをそれぞれ課内会議の中でも種々伝えてほしいというようなことで、私からも研修に来た職員には指示を与えたところでございます。

それから、今回の案件の発覚の経緯であります。まず2月7日だったと思うんですが、伊達いわなの件で監査委員に月例監査に提出する資料の整理を行っていた会計課の課長から、1,500万円を超える部分での契約案件はなかったのではないかとというようなことが判明しまして、それを受けまして、2月10日に、正副議長にこの追認の案件について、伊達いわなの内容、さらには追認をお願いする内容について、町長と私とで説明を申し上げました。

さらには、同じような案件がないかどうか再調査するように会計課、財政課を含めて指示をしたところでございます。

それから、2月13日なんです。保育システム業務が漏れていたということが今度判明しまして、2月13日に改めて、伊達いわなプラス保育支援システムが漏れていたということで、正副議長に説明をお願いしたところであります。

その後、2月16日に社会文教常任委員会、さらには総務常任委員会に説明報告をさせていただきまして、2月17日に産業建設常任委員会に説明をさせていただいた経緯でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番（千坂裕春君）

まず、第1点の対策は、詳細にわたっては3月議会のときの全員協議会でという話がありましたけれども、先ほど申したように、そういった対策がきちんとできているか、処分が適切かというのを見た上じゃないと、やはり採決というのは難しいと私は判断しているんです。採決してしまってから対策がこれでは不十分だなとか、そういったものではちょっと、すごく疑問が残るところです。

それと、財政課の入札担当の方がレクチャーするということですがけれども、本来、そこでチェックがかかるべきところがかからなかったのを、その方がレクチャーして本当に効果的な研修になるかということも、再度疑問のところですよ。

また、処分に関しては、今謝罪がありましたけれども、実際にこういうふうにするというものがなければ、起きたものに対する謝罪というのは、ここ何度も何度もあった中で、続いている案件もございますので、全く信用できないというのが私の今の感情です。

それと、日程関係の問題で話すと、やはりこういったものが起きた時点で、全員議員を集めて話すべきところを、近々に議員が寄るところがどこかということを確認して多分やっていると思うんですけども、委員会で話したと。委員会するときにも私は話をさせていただきましたけれども、委員長、副委員長には全然相談はなくて日程を組んでいる。こういった基本的な手続関係がわからないからこういったミスが出てくるんですよ。ですので、そういった対策を今後もっと慎重にしなければ、私は、きょうは採決できないという判断ではいるんですけども、再度、副町長、答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

対策につきましては、本日、具体的な形で提出できればよかった部分も大変あるかと思うんですが、大変申しわけないのですが、様式関係、入札の原価から含めて、契約

の工事関係、さらには不動産、動産の取得関係、これらの議決案件、5,000万円、1,500万円、または5,000平米というような形があるんですが、それぞれの流れの中で、こういった様式の中で、指名委員会のほかにも公共用地の各審査会とかというものもございます。そういったところも含めて、町が関与するべきものについて、今、全体的な見直しを行わせていただいておりますので、大変申しわけないのですが、まず冒頭で申し上げたような様式の変更については今進めておりますし、さらにはそのフロー図、先ほど申し上げましたように、各課、各職員がそれぞれ自覚を持った中での取り組みが大事かと思っています。そういったことの中で、今作業を進めさせて、3月の全協の中で説明をさせていただければなと思っています。対策については、万全を期していきたいと考えております。

それから、研修会であります。担当課も職員も、私も含めてですが、種々理解した中での研修の内容に取り組みさせていただいております。研修で、契約というのは本当に町の事業の根幹をなすべきものでありまして、予算をいただいて、それを執行する際には、大体もう6割か7割が契約行為に及ぶものであるというようなことがありますので、ともすれば前任者または前の担当者から、または文書関係からそれを移しかえただけの内容をよく理解しないまま、文字だけを変えてというようなこともあったかもしれません。そういうことがないように、改めて契約にかかわる基本的な内容について、基本から研修を行ったところでございます。

あと、日程であります。先ほど申し上げましたとおり、日程については全員協議会とかを開く時間があればと思ったんですけれども、その前に各常任委員会があるというようなことでありますので、正副議長に説明をし、ご理解をいただいているところでございました。

あと、処分については、内容的にもありましたので、私自身の処分も含めて検討させていただければと思っています。

以上です。

議長（馬場久雄君）

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

1つだけ、ほかのことは認めたわけじゃなく、堂々めぐりになるのでここで省略するんですが、今副町長から、正副議長にはお願いしたということなんですけれども、

そこが手続上わかっていないというところなんです。やっぱり、委員会ですから、臨時議会じゃないので、委員会ですので、委員長、副委員長に相談、こういった基本的な手続ができていないということを再度皆さん確認したところでございますから、これで終わります。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ございますか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

皆さん、おはようございます。

第2号、第3号議案の追認案件に関しまして、先ほど千坂議員のお話と重複する部分もあるかもわかりませんが、再度、確認をさせていただきたいと思うんですけども、2月16日、社会文教常任委員会において、第2号議案、第3号議案の件、副町長及び担当課長よりご報告を受けました。その中で、なぜ今回このような現象が起きたのか、今後どうやったら起きないのか、原因究明フローチャートをもとに原因究明をし、今後どのような対策をするのかをご提示いただければ、議案の審議にも値しないのではないですかということで、委員会で意見を述べさせていただいております。その旨、副町長から町長にもお話が届いていらっしゃるのかどうかという点をまず伺いたい。

そういった意見もあった中、今回、町長の冒頭の挨拶で、議決対象の有無の確認欄を設けさせるということでの一つの対策が出てきたわけではありますが、その対策が本当にピンポイントでいいのか悪いのか。やはり、今までのフローで何が問題でどうして抜けたのかという部分の本質的な分析なり、ご説明がない中で、もっともらしい対策が出てきたわけではありますが、そういったものをセットでご提示いただければ審議に値しないんじゃないでしょうかという意見を委員会で述べさせていただいておりますが、そういった意味で、今回、この臨時会に議案としてご提出されたことに対しては、ちょっと余りに拙速ではなかったのかなという思いを持っておりますけれども、ある意味、そういったものがセットであって初めて審議ができる内容ではないかなと思いますが、議会及び委員会での発言を軽視されたような今回の議案の内容ではないのかなと思うんですが、いかがでしょう。

議長（馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副町長（遠藤幸則君）

浅野議員のご質問でございますが、まず社会文教常任委員会でお話しした内容について、浅野議員からいただいた内容については町長にも報告をし、その対策については、冒頭で申し上げましたとおり、こういった形でやりたいというようなことのまず一つのご提案をさせていただいたところでございます。

議員からは、フローチャートが大事じゃないかというようなこともございました。先ほど申し上げましたとおり、フローチャートについても、今、契約案件ごとに、例えば工事請負、動産、不動産関係、こういった分かれとして、そこから原課でどういった書式に基づいた形で見直しが必要なのか、最終的に指名委員会、さらには予定価格の調書関係、そういった様式なんかもいろいろあるんですが、その中で今こういった形で万全を期すようなフローチャートにできるのかをやっておりまして、本来ならばきょう間に合えばよかったです、大変申しわけないのですが、今回3月に行います定例議会に提出させていただければなと思っております。

決して、議員がおっしゃるような形での委員会の内容を軽視とかそういった思いは全くございませんで、より正確で、さらには二度と起こらないような形で確認できるようなものをつくり上げたいという思いが私どもにもありまして、その作業を今進めている中でありまして、その一つとして出したのが原課からの指名委員会をする付議の調書関係とか、指名委員会での指名業者の調書関係、まずすぐできるのはそういったところではありますが、フロー図につきましても今作成をしております、それについても、ご理解をいただければなと思っております。

決して、軽んじているわけではありませんし、こういったことが本当に二度と起こらないような形でのものを提出できればと思っております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

9番浅野俊彦君

9番（浅野俊彦君）

全ての契約案件に関するフローチャートの作成には確かに時間を要するというお話を委員会でもいただきました。それに関しては、後日という形もやむを得ない部分が

あるでしょうということでお話をさせていただきましたが、今回の発生事案で、なぜ今の仕組みから、今のやり方から漏れたのかという部分は、最低でもご提示をしていただきたいということで申し上げたつもりでございましたが、結果的には確認欄の追加というところの、どちらかという目先の対応が主で、原因の究明というところがどういった、各担当課ももちろんでありますけれども、入札監査委員会もあったり、さまざまな部門なり、議論を通って契約に至るわけでありますけれども、その中のどここのところで漏れたのかという部分の明示は、議案として出されるのであれば明確にご提示いただきたいと申し上げたつもりでございましたけれども、なぜないのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

浅野議員のご質問でありましたが、なぜ漏れたのか、現在の体制の中でこういった形なのかというようなことですが、大変申しわけなく思っているのは、条例上の1,500万円の動産の取得関係については、本当に失念をしていたと言うしか言いようがないような状況であります。所管課が確認をし、さらには指名委員会で金額に応じた形での確認をすればこういったことは防げたんですが、大変申しわけなかったと思っておるんですが、その分を失念してしまったというのが原因としてあります。そういったことが起こらないような形で、まず入り口の段階、起案する段階での確認から、さらにはそれをチェック体制とするべき指名委員会なり、それから予定価格、さらには契約案件に結びつくまでの間の中での財政課、総務課含めて、そういったところでのフロー図の中での最終チェック、二重チェック、三重チェックにできるような形を考えております。なぜ漏れたかという原因については、本当に条例、また地方自治法に規定します部分については、動産の取得について失念をしていたというのが現実でございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

ほかにごございますか。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩の時間をかりて、先ほど千坂議員からも発言がございましたが、議長、副議長には、町長、副町長がいらっしやいまして、この件に関して説明はいただいたところ
です。間近に常任委員会が16、17日と続くということで、こういう追認というものは
今までにない、私もございませんけれども、過去にもないというふうなことで、これ
はいち早く、各委員会を開催する予定でありますので、そこでご説明したらというお
話を申し上げたのは事実です。21日に臨時議会をするという、きょうですね、やると
いうことは目前にせまっていたので、一応各常任委員会にお話をしたわけです。
事務局から各委員長さん、また副委員長さん方に連絡をするということは確かにしな
かったかもしれませんが、早く各委員にご連絡をしたいという思いで、その日
を議長権限でセットをさせていただきました。大変、その手順が、各委員会の委員長
さん方を軽視したわけではございませんけれども、案件が案件だけに、議長としては
そういう方法をとったということでありますので、社会文教常任委員会の千坂委員長
にはその辺もご了解いただいて、また今後、そういったことを議運でも検討させてい
ただければと思っております。

ここで、暫時休憩しまして、議運の方々とちょっとお話をしたいんですが、よろし
いでしょうか。副委員長、よろしいですか。（「再開の時間」の声あり）

30分から開始したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前10時13分 休 憩

午前10時33分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

ただいま休憩中に議会運営委員会を開きまして、採決に至るまでの方法、これを検
討いたしました。ここで、議運の委員長がきょう欠席でありますので、議運の副委員
長の平渡副委員長に経過を説明していただきたいと思っております。

1 2 番 （平渡高志君）

今、議会運営委員会を開かせていただきました。その中で、各委員からいろいろ出
ましたけれども、やはり今2人の発言者の方々から、質問に対してまだ納得していな
いということで、採決するかしないかというような話も出たんですけれども、1回、
議員の方々で、自由討議で、やはりそのところをしっかりと納得した上で議決しなけ

ればいけないと思いますので、少しの時間、自由討議ということで時間をいただきたいということに決定をいたしましたので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

暫時、ここで休憩をいたします。

午前10時35分 休 憩

午前11時28分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議長にお許しをいただきましたので、発言させていただきたいと思います。

ただいま審議いただいております議案第2号 平成28年度伊達いわな生産体制強化備品等購入契約について、それから議案第3号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約について、議案第4号 平成25年度子ども・子育て支援システム導入事業契約の変更についてにつきまして、ただいま審議をいただいておりますところですが、取り下げをさせていただきたいと思っております。後ほど、精査をした中で、再度議会に提案をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

ただいま町長からお話がありましたように、本日提案されておりました議案第2号、議案第3号、議案第4号を取り下げるという形で、先ほど会議を開いたとおりでございますが、3月議会で改めて提案をいただくということにしたいと思っておりますので、これで終わらせていただきます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第1回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時30分 閉 会